

令和5年度京極町会計年度任用職員 募集要項

1 会計年度任用職員制度について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から臨時・非常勤職員制度が見直され、会計年度任用職員制度が創設されます。会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2の規定に基づき、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を超えない範囲内で勤務する職員のことです。本制度の導入に伴い、京極町では、会計年度任用職員を募集します。

2 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち必要な期間

3 募集職種・公募数・受験資格

任用を希望する方は、別紙「令和5年度京極町会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

以下に該当する方は応募できません。

- ◎禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ◎京極町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ◎日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

令和5年3月2日（木）までに京極町役場総務課又は京極町教育委員会に「5 提出書類」を持参（開庁日の8時30分から17時30分まで）又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員応募書類在中」と記載してください。

※提出先につきましては、「令和5年度京極町会計年度任用職員募集職種一覧」で確認してください。

5 提出書類

- ◎京極町会計年度任用職員申込書（写真添付）
- ◎資格を証する書類の写し（資格を必要とする職の場合）
 - ※提出書類及び面接試験時に取得した個人情報、選考以外の目的には使用しません。
 - ※提出された書類はいかなる理由によっても一切返却しません。

6 選考方法

- ◎書類選考 ◎面接

7 勤務条件

業務内容、勤務場所、任用期間、勤務日数、勤務時間等については「令和5年度京極町会計年度任用職員募集職種一覧」をご覧ください。

8 給料・報酬

「令和5年度京極町会計年度任用職員募集職種一覧」をご覧ください。

9 期末手当

次の要件をすべて満たす場合は、6月と12月に支給します。

- ① 6月1日と12月1日にそれぞれ在籍
- ② 週あたり15時間30分以上勤務
- ③ 任期が6か月以上

10 費用弁償（通勤費用）

距離及び通勤回数に応じて支給します。

11 労働保険

労働者災害補償保険又は非常勤職員の公務災害補償が適用されます。

12 社会保険・雇用保険

《社会保険等》次の要件のいずれかに当てはまる場合は、市町村職員共済及び厚生年金に加入します。

- ① 週20時間を超えて勤務する者
- ② 任期2ヶ月以上、月額88,000円以上勤務する者

《雇用保険》任期1ヶ月以上かつ週20時間以上勤務する場合は、雇用保険に加入します。

13 休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇と夏季休暇、忌引き休暇などの特別休暇があります。

14 服務・人事評価

服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、人事評価制度、分限・懲戒処分の対象となります。

15 時間外勤務

職種により時間外勤務を命じる場合があります。この場合、時間外勤務手当（時間外勤務報酬）を支給します。

16 問い合わせ先

- (1) 会計年度任用職員制度、募集案内に関するお問い合わせ

総務課 0136-42-2111

- (2) 募集の職種、勤務時間、勤務内容等に関するお問い合わせ

「令和5年度京極町会計年度任用職員募集職種一覧」に記載された担当課